

インフラシステム輸出促進・日本型都市開発等普及のための
専門家派遣・招へい事業に係る提案企業の募集
公募要領

2017年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（以下ジェトロという）では、下記のとおり「インフラシステム輸出促進・日本型都市開発等普及のための専門家派遣・招へい事業」に係る提案を募集します。ご関心のある方は、下記公募要領をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業概要

インフラシステム案件・日本型都市開発案件の早い段階から、相手国政府機関や現地企業等の関係者にアプローチし、ターゲット国の関係者に日本の高い技術等の優位性を理解させることで、インフラシステム輸出促進・日本型都市開発プロジェクトの獲得につなげることを目的として、専門家派遣・招へい事業を実施します。

インフラシステム関連技術や都市開発のノウハウ・サービス等の売り込みを行う日本企業から提案を受け、ジェトロが専門家を派遣、もしくは関係者を日本および第三国へ招へいします。

専門家派遣・招へい受け入れの際は、プロジェクトサイトや関係公的機関・企業への訪問、セミナーの開催等を通じ、日本の技術・製品等を相手国関係者に広く理解してもらうための活動を行います。

採択企業は、海外での自社技術・製品等を生かしたビジネス企画の下、ジェトロと協議の上、決定した内容に従って活動します。

2. 対象となる事業企画

(1) 対象地域・国： 全世界

※なお、経済発展度が中進国以上あるいは非 ODA 案件を優先とします。

※無償資金協力案件の獲得を目指す ODA 案件については応募対象外となります。

(2) 対象セクター：

水・廃棄物・エネルギー・鉄道・都市開発等インフラシステム関連分野全般

(3) 事業形態：

※各業務の詳細は採択後に協議の上決定します。

- 提案企業が参画（建設、製品供給、O&M、投資・出資）を狙う個別案件の獲得に繋がることを目的とします。

※但し、随意契約等により、提案企業が契約することが確実な案件、国際入札プロセスにおいて事前資格審査または入札スケジュールが公表されている案件等であって、コンプライアンスの観点から本事業の実施に問題が認められる案件を除きます。

※個別案件の獲得にあたって日本企業同士のみの競合となる案件も応募対象外です。

- 獲得を狙う案件は、日本政府のインフラシステム輸出促進政策およびその他関連政策・方針（「インフラシステム輸出戦略」等）と合致していることを要件とします。
- 事業終了後は提案企業によるジェトロへの報告書提出が必要です（専門家派遣事業において、外部専門家を起用した場合は、外部専門家による報告書の提出も必要となります）。
- 本事業は、日本企業からの応募申請としますが、事業提案に協力事業体（自治体や事業連合体含む）を加えることを妨げません。

<専門家派遣事業>

- 提案企業において受注を狙う個別案件に関し、専門的に従事されている方を専門家として定め、相手国へ派遣します。その他、大学の教授や研究機関の研究者等、学識経験者も外部専門家として選定が可能です。
- 専門家は当該国のプロジェクトサイトや相手国政府機関・企業（国営等）への訪問、およびセミナー等を開催します。
- 派遣は原則 1 件の応募につき 1 回のみとします。派遣人数は 5 名程度（派遣専門家の役割によって人数は変動）、滞在期間は 1 週間程度とします。
- 専門家派遣期間中に、「一般普及プログラム（業界団体等への訪問等）」を実施する時間を 1 日程度いただきます。

<招へい事業>

- 相手国政府機関関係者や企業（国営等）の意思決定者、技術者責任者等を招へいし、プロジェクトサイトや関係公的機関・企業等への訪問を行います。
- 第三国招へいをご希望される場合は事前にジェトロ担当者までご相談ください。（連絡先は「6. 応募方法」の「(4)お問い合わせ先」を参照）
- 日本および第三国への招へいは一件の応募につき 1 回のみとします。被招へい者は 5 名程度（被招へい者の役割・権限によって人数は変動）、滞在期間は 1 週間程度とします。
- 訪日あるいは第三国での活動期間中に、「一般普及プログラム（セミナーや業界団体等とのラウンドテーブルの開催等）」を実施する時間を 1 日程度いただきます。

3. 採択案件

専門家派遣事業：2 件程度

招へい事業：5 件程度

※採択企業決定後においても、現地事業主体、派遣専門家・被招へい者の都合あるいは安全管理面での問題による事業中止・参加中止等が発生しても、採択企業はジェットロに対し一切の損害賠償を求めないものとします。

4. 契約形態・事業予算・待遇等

(1) 契約形態

< 専門家派遣事業 >

- 案件採択後に、提案企業と協議の上、ジェットロが派遣専門家を決定します。
- 派遣専門家決定後に、ジェットロと専門家が所属する法人（提案企業）が専門家派遣に関する業務委託契約書を締結します。学識経験者等外部専門家の場合には、ジェットロが当該専門家と直接、業務委託契約を行います。

< 招へい事業 >

- 案件採択後に、提案企業と協議の上、ジェットロが被招へい者を決定します。
- 被招へい者決定後に、提案企業とジェットロは招へいに係る業務委託契約書（招へい受入の際は提案企業も関与するという内容）を締結します。その他、ジェットロと被招へい者間でも個別に招へいに係る条件書（Terms and Conditions）を取り交わします。

(2) 事業予算

【予算額】

1 案件あたり 4,500 千円

【契約締結・事業実施に係る事務手数料】

1 案件あたり 500 千円

採択企業には、業務委託契約締結・事業実施に係る事務手数料として 1 案件につき 500 千円をご負担いただきます。本事務手数料は専門家派遣・招へい事業の実施に係る管理的経費です。

(3) 待遇

< 専門家派遣・招へい事業共通項目 >

◆ 派遣専門家・被招へい者の旅費

ジェットロの旅費規程に基づく宿泊費、日当、査証、保険料など渡航に係る雑費、および本邦・当該国・都市間の航空券（往復）現物等を支給

◆ その他

専門家派遣時、訪日時および第三国招へい時の活動費（通訳雇用費、資料翻訳費、印刷代等）のうち、ジェットロが認めるもののみ支給します。

※経費の支出にあたっては、提案企業が立替払いし、ジェットロが認める経費について精査した上で精算します。

※以下の経費は、原則、本事業の遂行に必要な経費としては認めません。

- 建物等施設に関する経費や、事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に関する経費
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 現地事業主体、被招へい者、受入企業の都合あるいは安全管理面での問題による事業中止・参加中止等に伴って発生する被招へい者等に係る渡航費・滞在費等に係るキャンセル料等

< 専門家派遣事業のみの項目 >

- ◆ 外部専門家に対する講師謝金
ジェットロ規定に基づく講師謝金

(4) 各者の主な役割

※詳細は別途協議の上、調整します。

< 専門家派遣事業 >

- ① 提案企業（派遣専門家含む）：
 - ・ 現地スケジュールアレンジ（訪問先との調整を含む）
 - ・ 現地訪問（面談、セミナーの開催等）
 - ・ 報告書の作成
 - ・ アンケートの提出
 - ・ 案件のフォローアップとジェットロへの報告（随時）
- ② ジェットロ：
 - ・ 提案企業の現地スケジュールアレンジのサポート
 - ・ 派遣専門家の旅費および現地活動費の支給（ジェットロが認めるもののみ）
 - ・ 現地活動におけるアドバイスおよびサポート
 - ・ 現地同行（必要に応じ、ジェットロ海外事務所もしくは東京本部より職員が同行）
 - ・ 提案企業による案件フォローアップのサポート

< 招へい事業 >

- ① 提案企業（招へい受入協力企業）：
 - ・ 訪日・第三国訪問のスケジュールアレンジ（各種訪問先との調整を含む）

- ・被招へい者との事前調整
- ・訪日時・第三国訪問時の同行（被招へい者アテンドをメインで実施/事業実施国の空港到着後から空港出発時まで）
- ・報告書の作成
- ・アンケートの提出
- ・案件のフォローアップとジェットロへの報告（随時）

② 被招へい者：

- ・訪日あるいは第三国での活動に係る提案企業との事前調整
- ・アンケートの提出

③ ジェットロ：

- ・提案企業の訪日・第三国訪問のスケジュールアレンジのサポート
- ・被招へい者旅費および、訪日時および第三国での活動費の支給（ジェットロが認めるもののみ）
- ・提案企業との事前調整
- ・訪日および第三国での活動に係るアドバイスおよびサポート（省庁・政府関係機関へのアポイントメント取得等）
- ・被招へい者訪日および第三国での活動時の同行（必要に応じ、ジェットロ本部の職員が被招へい者のアテンドをサポート）
- ・提案企業による案件フォローアップのサポート

5. 応募条件

事業の提案者は次の条件を満たす法人とします。

- (1) 当該国におけるインフラシステム関連技術や都市開発のノウハウ・サービス等の案件に関し、建設、製造、O&Mあるいは投資・出資する意欲および能力のある日本登記法人
- (2) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと
- (4) 公募公告の日から応募締切日までの期間、契約に関しジェットロから指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと
- (6) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと
- (7) 事業に必要とされる専門性と専門家・被招へい者の専門分野が合致していること
- (8) 本事業の進捗・成果についての報告書作成が可能であること
- (9) 事業の成果把握のためにジェットロが実施するアンケート等に協力いただけること

6. 応募方法

(1) 提出書類（各1部）

- ① 「応募申請書」
- ② 「事業提案書」

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続きのために利用します。

※事業提案書については、第二次選考のプレゼンテーションでも同じものを使用します。第二次審査のために別途事業提案書を作成することはできません。

(2) 募集期間

2017年3月31日（金）～4月28日（金）

(3) 受領期限：

上記提出書類全てを郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る）または持込により4月28日（金）17時00分までに提出してください（郵送の場合は必着のこと）。

(4) 提出先・お問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）

ものづくり産業部 環境・インフラ課（担当：中西、山川）

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

Email: MIC@jetro.go.jp

※質問はEmailのみで受付いたします。電話・FAXではお受けできません。

7. 審査・採択

(1) JETRO担当者および外部委員にて審査を行い決定します。なお、募集期間終了後一次選考までの間に必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

【一次選考】

（専門家派遣・招へい事業 共通項目）

1. 応募条件を満たし、必要な書類が整っている。
2. 提案事業分野はインフラシステム輸出戦略に記載されている20分野に含まれている。
3. 提案された案件は無償資金協力を前提とする案件ではない。
4. 随意契約等により、提案者または協力事業者が契約することが確実な案件ではない。
5. 国際入札プロセスにおいて事前資格審査または入札スケジュールが公表されていてコンプライアンスの観点から本事業の実施に問題が認められる案件ではない。
6. 研修目的ではなく、個別案件を獲得するための活動の一環と認められる専門家派遣・招へい計画である。

7. 個別案件の獲得にあたって日本企業同士のみの競合になっていない。

(専門家派遣事業)

1. 派遣専門家は本専門家派遣事業に必要とされる専門分野において、10年以上事業に携った経験がある。
2. 派遣される専門家は刑事罰を受けていない（係争中を含む）。
3. 派遣される専門家は出張対応が可能で健康状態が良好である。

(招へい事業)

1. 被招へい候補者は、日本企業が獲得を狙う案件の発注主体、あるいは発注に影響のある関係機関に所属している者が1名以上いる。
2. 被招へい者候補は出張対応が可能で健康状態が良好である。

【二次選考】

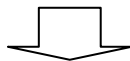
評価基準	ポイント
1. 案件の妥当性	(1) 対象セクターがジェトロの事業目的と整合しているか。 (2) 対象国がジェトロの事業目的と整合しているか。 (3) 資金組成計画がジェトロの事業目的と整合しているか。 (4) 個社支援にとどまらず終了後に同地域・同分野への成果展開が可能か。 (5) 他国との競合状況の把握・日本の優位性が明確か。 (6) 資金組成の可能性を含め案件実現の蓋然性が高いか。
2. 専門家派遣・招へい計画の妥当性	(1) 派遣専門家・被招へい者は案件に対し波及効果・意思決定権を持っている。 (2) 専門家派遣事業であれば訴求対象となる現地関係者、招へい事業であれば被招へい者がプログラムに参加・協力する意志があることを確認できているか。 (3) 妥当なスケジュール・プログラムが明示されているか。 (4) 不確定要素やリスクファクター把握とその対処が検討されているか。
3. 提案企業の資質	(1) 事業責任者のコミットメントが取れているか。 (2) 実施体制がきちんと組まれているか ①国内：事業担当者・経理担当者等 ②海外：事業当該国における提案企業の拠点・事業実績、事業担当者・経理担当者等 (3) 事業企画内容に対する専門知識・ノウハウがある。 (4) 応募する分野・領域に関する実務に通じているか。 (5) 事業対象相手国の関係者との幅広いネットワークを有しているか。

8. 採択までの流れとスケジュール

(1) 公募説明会（任意参加）

2017年4月13日（木）15:30～17:00

場所：ジェトロ本部 7G 会議室（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル）



(2) 応募〆切

2017年4月28日（金）17:00（時間厳守）

※書類不備の場合は受付完了となりませんので、ご注意ください。

※締め切りを過ぎた書類は一切受け付けることができませんのでご了承ください。

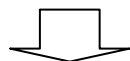


(3) 第一次選考（書類審査）

提出された書類に基づき、応募資格の確認および事業計画書等の内容について評価基準に沿って審査します。

●一次選考結果通知予定日：2017年5月上旬～中旬（予定）

※書面にて結果を通知します。不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



(4) 第二次選考（プレゼンテーション審査）

一次選考通過企業のみ、1社40分間のプレゼンテーション審査（10分：企業プレゼンテーション、30分：質疑応答）を実施します。プレゼンテーション審査には提案企業から1名のみご参加いただきます。

●開催日時：2017年5月中旬（予定）

※一次選考通過企業に対し、個別に日程をお知らせします。

●開催場所：ジェトロ本部（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル内）

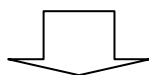


(5) 採択結果通知

●採択結果通知：2017年5月下旬予定 書面にて採択企業に結果を通知します。

※採択結果についてはジェトロのウェブサイトにて採択企業名を公表します。

※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



(6) 採択後の流れ

- 契約締結・事業開始：2017年7月以降（実施のタイミングは案件ごとに異なる）
- 事業終了：2017年10月初旬まで（実施のタイミングは案件ごとに異なる）
- 報告書提出：事業終了後2週間以内
- ジェットロからの経費支払い：報告書・経費精算報告書兼請求書の両方が提出され、
内容確認後、40日以内

9. 採択後の業務委託契約書締結、報告書の提出

(1) 業務委託契約書締結準備：

採択後、採択された企業とジェットロとで面談等を実施し、業務委託契約書の締結準備を行います。企画書（事業提案書）の内容に大幅な変更があった場合や応募資格を満たさない場合等により締結を見送る可能性もあり、採択は締結を保証するものではありません。

なお、採択企業との業務委託契約書締結にあたっては、ジェットロの内規に基づき競争参加資格をあらかじめ取得する必要があります。競争参加資格の詳細は以下のジェットロWEBサイトをご参照ください。

(<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration>)

(2) 業務委託契約書締結および事業実施

採択された企業は締結準備を経て、業務委託契約書を締結し、締結内容に従って事業を遂行します。

締結期間は原則、締結日から事業実施後2週間までです。事業は遅くとも 2017年10月末までに完了してください。

(3) 事業報告書

採択企業は、本事業の成果物として、事業実施報告書を指定項目に基づき作成し、事業実施後2週間以内にジェットロへ提出してください（専門家派遣事業において、外部専門家を起用した場合は、外部専門家による報告書の提出も必要となります）。

※事業実施報告書の著作権は、原則としてジェットロに帰属します。

※事業実施報告書はジェットロより採択企業に無断で公表することはありません。

本事業の採択企業名については、公表します。事業内容については、セミナーや報告書等各種手法により、採択企業との協議を経た上で、事業実施報告書を公表することがあります。

10. FAQ集

Q1.	事業の対象セクターは水・廃棄物・エネルギー・鉄道・都市開発の5分野のみか。
A1.	列挙している5分野はジェットロが重点をおいている分野である。5分野以外であっても、「インフラシステム輸出戦略（内閣官房 HP 参照）」において定められている20分野の中であれば事業実施対象。
Q2.	対象となる事業企画に「個別案件の獲得に繋がること」とあるが、どの程度案件の成熟度を求めているのか。
A2.	入札や随意契約のスケジュールの見通しの立っていない案件やファイナンスの目処が立っていない案件は応募対象外。一方で入札スケジュールが公表されている案件でコンプライアンスの観点から専門家派遣・招へい実施に問題が認められる案件も応募申請対象外となるため、双方の中間時期をイメージしていただきたい。
Q3.	専門家派遣・招へい事業において、対象国の複数案件に一度の派遣・招へいでアプローチすることは可能か。
A3.	同一派遣・招へい期間で実施できるのであれば、事業提案は可能。しかし、国を問わず、複数案件にアプローチする場合は、それぞれの案件において個別の応募申請書・事業提案書を提出する必要がある。
Q4.	事業提案書に記載する、専門家派遣・招へい期間スケジュールに関しては、どの程度確定している必要があるか。
A4.	日付まで確定している必要はないが、各種面談先や視察先とはある程度の調整を行っていることが前提である。
Q5.	二次選考の評価基準「2.計画の妥当性」に記載のある「(4) 不確定要素やリスクファクター把握とその対処」については、案件自体の不確定要素・リスクファクターを指しているのか。あるいは専門家派遣・招へい計画について指しているのか。
A5.	専門家派遣・招へい計画について指している。例えば、関連入札案件スケジュールの変更等について十分に検討した上で代替案を持っているのかという点を審査する。
Q6.	二次選考の評価基準「3.提案企業の資質」で「(2)実施体制がきちんと組まれているか ①国内：事業担当者・経理担当者等」とあるが、それぞれ担当者の名前と役割を事業提案書に記載すればよいのか。
A6.	そのとおりである。「②海外：事業当該国における提案企業の拠点・事業実績、事業担当者・経理担当者等」についても同様に詳細を記載いただきたい。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上